

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1943号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則第6-1186号）の一部を次の表のよう

に改正する。（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(医療職給料表(二)) 第4条 医療職給料表(二)は、環境局環境対策課、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、はまぐみ小児療育センター、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所及び特別支援学校に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。 (1)・(2) (略) (3) <u>栄養士、管理栄養士及び学校栄養職員</u> (4)～(10) (略)	(医療職給料表(二)) 第4条 医療職給料表(二)は、環境局環境対策課、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、はまぐみ小児療育センター、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所及び特別支援学校に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。 (1)・(2) (略) (3) <u>栄養士及び学校栄養職員</u> (4)～(10) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料表の適用範囲に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。